

新設規制に関する事前評価書

＜鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律＞

| | | | |
|-----------------|--|--|--------------------------------|
| 規制の名称 | 使用禁止猟具の所持規制の適用除外の追加 | | |
| 担当部局 | 環境省自然環境局野生生物課 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 | 電話番号： 03-5521-8282 電話番号： 03-5521-8285 | e-mail: shizen_yasei@env.go.jp |
| 評価実施日 | 平成18年4月21日 | | |
| 政策目的 | 鳥獣の捕獲に係る手続を簡略化することによって申請者の負担を軽減し、適正な鳥獣の保護を図るもの。 | | |
| 規制の内容 | 種の保存法第10条第1項の捕獲許可等を受けている場合には、法第16条第1項に規定する使用禁止猟具(かすみ網)の所持等を認めることとする。 根拠条文 法第16条 | | |
| 規制の必要性 | 希少かつ小型の鳥類等については、使用禁止猟具以外での猟具で捕獲することが困難であり、公益目的の捕獲のためには使用禁止猟具を使用せざるを得ない場合がある。種の保存法第10条第1項の許可等に係る捕獲は、学術研究、繁殖等を目的とした公益性の高いものであり、使用禁止猟具の使用のために別途法第9条第1項の許可を要することとする必要性は低い。そのため、種の保存法第10条第1項の捕獲許可等を受けている場合には、使用禁止猟具(かすみ網)の所持等を認めることとするもの。 | | |
| 期待される効果 | 種の保存法第10条第1項の捕獲許可を受けた者で、使用禁止猟具を所持等しようとする者について、別途法第9条第1項の許可が不要となり、事業実施者の負担軽減に資する。(本来鳥獣保護法の許可の際に勘案すべき項目については、種の保存法に基づく許可の際に既に勘案しており、種の保存の観点からも特段の問題は生じない。) | | |
| 想定される負担 | 種の保存法第10条第1項の許可を受けた者で、使用禁止猟具を所持等しようとする者について、別途法第9条第1項の許可が不要となり、事業実施者の負担軽減に資する。 | | |
| 想定できる代替手段との比較考量 | 鳥獣の適切な保護を図る観点から、使用禁止猟具の所持禁止を一律に撤廃することは不適當であり、本措置は鳥獣の保護に支障を及ぼさないと認められる場合に例外的に除外するものであり、妥当である。 | | |
| 備考 | | | |
| レビュー時期 | 平成24年3月末までに行う。 | | |